

枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成3年5月27日農林水産省告示第701号）

改 正 案		現 行	
(たて枠用たて継ぎ材の規格)		(たて枠用たて継ぎ材の規格)	
第4条 たて枠用たて継ぎ材の規格は、次の表のとおりとする。		第4条 たて枠用たて継ぎ材の規格は、次の表のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
(略)	(略)	(略)	(略)
表 示	表示事項	表示事項	表示事項
	表示の方法	表示の方法	表示の方法
	(略)	(略)	(略)
(甲種たて継ぎ材の規格)		(甲種たて継ぎ材の規格)	
第5条 甲種たて継ぎ材の規格は、次の表のとおりとする。		第5条 甲種たて継ぎ材の規格は、次の表のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準

		特 級	1 級	2 級	3 級
(略)		(略)			
表	(略)	(略)			
示	表示の方法	<p>1 表示事項の基準において適用する前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の表示の表示事項の基準の1の(1)から(4)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字</p> <p>ア 樹種名を表示するものにあつては、その樹種の一般名を記載すること。</p> <p>イ 樹種群を表示するものにあつては、樹種群の略号を記載すること。</p> <p>ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあつては、同一荷口に含まれるすべての樹種の一般名を記載し、その次に括弧を付して樹種群の略号を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>			
(略)		(略)			

別記（第4条―第6条関係）

1・2 (略)

3 試験方法

(1) (略)

(2) 含水率試験

ア (略)

イ 試験の方法

(ア) 試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で103±2℃の温度で乾燥し、恒量に達したと認められるとき（6時間以上の間隔をおいて測定したときの質量の差が試験片質量の0.1%以下のときをいう。）の質量（以下「全乾質量」という。）を測定する。

(イ) 全乾質量を測定後、次の式によって0.1%の単位まで含水率を算出し、同一試料たて継ぎ材から作成された試験片の含水率の平均値を0.5%の単位まで算出する。

$$\text{含水率 (\%)} = \frac{W_1 - W_2}{W_2} \times 100$$

W₁は、乾燥前の質量 (g)

W₂は、全乾質量 (g)

		特 級	1 級	2 級	3 級
(略)		(略)			
表	(略)	(略)			
示	表示の方法	<p>1 表示事項の基準において適用する前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の表示の表示事項の基準の1の(1)から(4)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 樹種名又は樹種群を表す文字</p> <p>ア 樹種名を表示するものにあつてはその樹種の一般名を、樹種群を表示するものにあつては枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の別表第3の樹種群の略号を、それぞれ記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>			
(略)		(略)			

別記（第4条―第6条関係）

1・2 (略)

3 試験の方法

(1) (略)

(2) 含水率試験

ア (略)

イ 試験の方法

(ア) 試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で100℃から105℃までで乾燥し、恒量に達したと認められるとき（6時間ごとに測定したときの質量の差が試験片質量の0.1%以下の状態にあるときをいう。）の質量（以下「全乾質量」という。）を測定する。

(イ) 全乾質量を測定後、次の式によって0.5%の単位まで含水率を算出し、同一試料たて継ぎ材から作成された試験片の含水率の平均値を0.5%の単位まで算出する。

$$\text{含水率 (\%)} = \frac{W_1 - W_2}{W_2} \times 100$$

W₁は、乾燥前の質量 (g)

W₂は、全乾質量 (g)

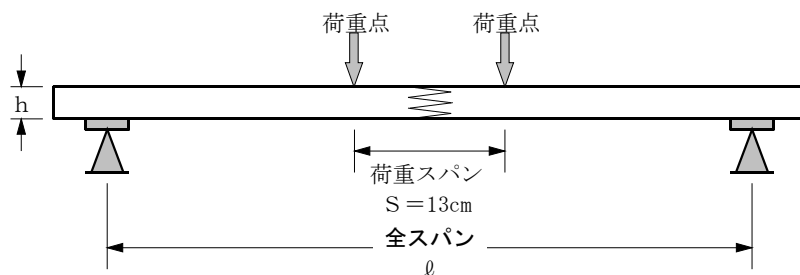
(ウ) (略)

(3) 曲げ試験

試験たて継ぎ材の半数をフラットワイズにし、残りの半数をエッジワイズにして、下図に示す方法により荷重し、最大荷重を測定する。この場合の平均荷重速度は毎分29.4MPa以下とし、ジョイント部を荷重スパンの中央にし、全スパンは次の表によるものとする。

試験は、温度 $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $65 \pm 5\%$ （以下「関係温湿度」という。）の条件の下で質量が一定（24時間間隔で測定した質量差が試験片質量の0.1%以下の状態をいう。以下同じ。）に達するまで調湿した試験たて継ぎ材を用い、関係温湿度の条件の下で試験を行うものとする。ただし、関係温湿度の条件の下での試験が困難な場合には、試験たて継ぎ材の調湿後、直ちに試験を行うこととする。なお、設備の都合により関係温湿度の条件を設定することが困難な場合又は製造上の理由により関係温湿度の条件の下で質量が一定に達するまでにおおむね1週間以上を要する場合には、関係温湿度の条件によらずに試験を行うことができることとするが、この場合には、試験の結果と試験たて継ぎ材の含水率との関係により、関係温湿度の条件の下で曲げ強さが確保されていることが適切に評価できるものでなければならない。

図(1)



(ウ) (略)

(3) 曲げ試験

試験たて継ぎ材の半数をフラットワイズにし、残りの半数をエッジワイズにして、下図に示す方法により荷重し、最大荷重を測定する。この場合の平均荷重速度は毎分29.4MPa以下とし、ジョイント部を荷重スパンの中央にし、全スパンは次の表によるものとする。

試験は、温度 $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $65 \pm 5\%$ （以下「関係温湿度」という。）の条件の下で質量が一定（24時間間隔で測定した質量差が試験片質量の0.1%以下の状態をいう。以下同じ。）に達するまで調湿した試験たて継ぎ材を用い、関係温湿度の条件の下で試験を行うものとする。ただし、関係温湿度の条件の下での試験が困難な場合には、試験たて継ぎ材の調湿後、直ちに試験を行うこととする。なお、設備の都合により関係温湿度の条件を設定することが困難な場合又は製造上の理由により関係温湿度の条件の下で質量が一定に達するまでにおおむね1週間以上を要する場合には、関係温湿度の条件によらずに試験を行うことができることとするが、この場合には、試験の結果と試験たて継ぎ材の含水率との関係により、関係温湿度の条件の下で曲げ強さが確保されていることが適切に評価できるものでなければならない。

図(1)

